資料１

# 第１６７回愛知県市長会議

# 提出議案

# （未定稿）

# 第１６７回　愛知県市長会議提出議案一覧表


| | | ページ |
|---|---|---|
| 第１号議案 | 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る制度設計について<br>西尾張ブロック　提出 | 4 |
| 第２号議案 | 共通投票所導入に対する支援並びに情報化社会に即した新たな選挙制度の構築について<br>東尾張ブロック　提出 | 5 |
| 第３号議案 | 地方創生に係る交付金について<br>知多ブロック　提出 | 6 |
| 第４号議案 | 地方交付税総額の増額確保と地方交付税算定根拠の明確化について<br>知多ブロック　提出 | 7 |
| 第５号議案 | 要望額に基づく国庫補助金の交付について<br>知多ブロック　提出 | 8 |
| 第６号議案 | 自治体情報システム強靭性向上に係る国庫補助金について<br>知多ブロック　提出 | 9 |
| 第７号議案 | マイナンバー制度のシステム保守運用に係る財政措置の創設について<br>知多ブロック　提出 | 10 |

| | | |
|---|---|---|
| 第８号議案 | ふるさと納税制度の創設趣旨に沿った制度の見直しについて<br>東三河ブロック　提出 | 11 |
| 第９号議案 | 無線機器のスプリアス規格の改正に伴う同報系防災無線設備更新に対する補助制度の創設について<br>東三河ブロック　提出 | 12 |
| 第10号議案 | 軽自動車税課税事務における２輪車登録情報等の市区町村提供システムの構築について<br>東三河ブロック　提出 | 13 |
| 第11号議案 | 学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について<br>西尾張ブロック　提出<br>東尾張ブロック　提出<br>東三河ブロック　提出 | 14 |
| 第12号議案 | 障害福祉施策に係る費用の確保について<br>西尾張ブロック　提出 | 15 |
| 第13号議案 | 公立保育所の整備及び運営について<br>西尾張ブロック　提出 | 16 |
| 第14号議案 | 国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料率の決定のための係数の早期提示について<br>知多ブロック　提出 | 17 |

第 15 号議案　定期予防接種費用に対する財源措置について　18
知多ブロック　提出

第 16 号議案　スクールソーシャルワーカーの養成及び人材確保と配置の補助拡充について　19
西三河ブロック　提出

第 17 号議案　亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について　20
名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第 18 号議案　公共下水道の未普及解消について　21
西尾張ブロック　提出

第 19 号議案　老朽化した集中浄化槽の更新経費に対する新たな補助枠の創設について　22
西尾張ブロック　提出

第 20 号議案　国の水道事業（生活基盤施設耐震化等交付金）に対する予算確保について　23
西尾張ブロック　提出

第 21 号議案　狭あい道路整備等促進事業(狭あい道路拡幅整備事業）の継続について　24
知多ブロック　提出

**第１号議案**

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る
制度設計について

西尾張ブロック　提出

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する制度です。

地方創生応援税制で企業から寄附を募るために、地方公共団体は、地域再生計画を作成し、認可を受ける必要があるとともに、申請時点で予算が議決されていること、又は認定を受けるときまでに予算の議決を経ることが望ましいとされています。

あわせて、申請時点で、１社以上の寄附を行う法人の見込みが立っている必要があるうえ、既存事業は対象外で、新規事業のみ対象となっています。

従来から行っている事業の中にも、地方創生の観点から効果の高い事業があるにもかかわらず、既存事業というだけで一律に対象事業と認められず、新たに企画立案した事業のみが対象とされていることは、地方公共団体の実情に合わせた効果的な「応援」とはなっていないと考えます。

よって、国におかれては、**企業版ふるさと納税の寄附を募るための対象事業を新規事業だけではなく既存事業も対象事業とする制度に見直すよう要望します。**

**第２号議案**

## 共通投票所導入に対する支援並びに情報化社会に即した新たな選挙制度の構築について

東尾張ブロック　提出

選挙人の投票しやすい環境を整えるため共通投票所制度が創設されました。共通投票所を設置した場合、二重投票防止対策としての選挙システム構築など投票環境の整備費用は、自治体の規模や投票区の数に関わらず非常に高額なものとなります。

しかしながら、共通投票所開設に係る費用の国による負担は国政選挙執行時における一部負担のみとなっており、全ての自治体において、費用対効果が共通の課題であり、かつ、共通投票所開設の妨げにもなっていると思われます。

また、そもそも投票環境の整備は、個々の自治体ごとに解決する問題ではなく、マイナンバーの仕組みを踏まえ、全国どこでも投票できるような抜本的な投票環境改善策及び実現へのスケジュールマップを提示するなど、国が主導して全国の足並みを揃えて投票環境の改善に取り組んでいくことが必要です。

よって、国におかれては、**法改正により導入された共通投票所の開設に係る費用の全額負担及びマイナンバーの仕組みを踏まえ、全国どこでも投票可能な情報化社会に即した新たな選挙制度の構築を要望します。**

**第３号議案**

## 地方創生に係る交付金について

知多ブロック　提出

地方創生に係る交付金については、これまでの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金や地方創生加速化交付金は、交付率１０／１０で地方負担はありませんでした。

しかしながら、現在の制度では地方負担が１／２となり、交付金を利用するには交付金と同額の一般財源を用意しなければならず、財政力の乏しい自治体においては一般財源の確保が困難なため、先駆性のない既存の事業を行うに留まり対象事業となり得る事業を実施できない状況にあります。

また、国が示すメニューに沿う事業を実施する場合でも、地方負担があることから、申請したとしても事業ごとの規模は縮小されます。

以上のように、活用にあたってのハードルがあることから、全国的にも交付金の申請が消極的になっていると考えられ、ハード事業も対象にするなど弾力化を図っては頂いていますが、まだ地方にとって使い勝手の良い制度とは言えません。

よって、国におかれては、**現在、１／２となっている地方創生推進交付金の交付率を、自治体の財政力を勘案して柔軟に負担割合を変更し、地方負担分の確保が困難な自治体も積極的に交付金を申請できるよう制度の見直しを講じるよう要望します。**

**また、地方創生を着実に進めるため、まち・ひと・しごと創生事業費について、すくなくとも当初の５年間の計画期間である平成３１年度まで財源を確保し、継続するよう要望します。**

**第４号議案**

## 地方交付税総額の増額確保と地方交付税算定根拠の明確化について

知多ブロック　提出

国庫補助金は、特定の事務事業を奨励する等、その施策を行うため特別の必要があると認められるときなどに交付され、都市自治体が事業を実施する上での貴重な財源となっています。

しかしながら、国は都市自治体へ交付する補助金を廃止し、地方交付税として措置するという対応を、社会教育施設整備費補助金、妊婦健康検査支援基金事業費補助金や後期高齢者医療制度特別対策補助金など一部の事業で進めています。

交付税化することによって、財源と事業の関係が不明確となり、さらに交付税の算定は年度当初に行われるため、予算編成時において正確な額を見込むことが困難です。その結果、財政力の弱い都市自治体で喫緊の課題への対応が優先され、補助金の減額によって事業の縮小、見直しを迫られているのが現状で、事業の継続性の確保が難しくなっている状況です。

よって、国におかれては、**交付税化により補助金を廃止する際には、地方交付税総額を増額確保するとともに、普通交付税基準財政需要額の該当費目の増額分を明示するよう要望します。**

**第５号議案**

## 要望額に基づく国庫補助金の交付について

知多ブロック　提出

国は財源不足を理由に、都市自治体に対する国庫補助金に地域生活支援事業費補助金のように調整率を用いて大幅に減額し予算の範囲内に収める対応をとったり、社会資本整備総合交付金などのように要望額を大きく下回る交付決定も見られます。

本来の算定額よりも補助金等を減額された都市自治体は、事業の見直しが必要となりますが、記念事業や市民と完成時期を約束している政策的な事業、あるいは緊急を要する道路の維持修繕事業など、年度途中で事業の見直しが困難な場合も多く、減額分を一般財源で負担せざるを得ないのが実態となっています。

今後とも、このような状況が続けば一般財源での負担が困難になり、事業を先送りせざるを得ず、市民生活に多大な影響を及ぼすことにもなります。

よって、国におかれては、**国庫補助金や交付金の趣旨、制度をしっかりと踏まえて、要望額による全額交付を行うよう、また、やむを得ず減額措置を行う場合には、都市自治体に対して当初予算編成後に新たな予算確保をさせないよう事前通知などの情報提供を行うよう要望します。**

**第６号議案**

自治体情報システム強靭性向上に係る国庫補助金について

知多ブロック　提出

平成２８年１月にマイナンバーが本格始動し、本年７月にはマイナンバーを活用した国・地方自治体の情報連携が行われる予定です。それまでの間、実に多くの対応が各自治体に求められています。

中でもセキュリティ強化は最も重要な対策で、日本年金機構における個人情報流出事案を受けて、総務省は、各自治体に対し、自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化を求めています。

抜本的強化対策として、総務省より自治体情報システム強靭性向上モデルが示されており、自治体情報システム強靭性向上は、マイナンバー制度の円滑な運用のため必要な措置とされていますが、計画的に進めてきた事業ではなく、リスク回避の手段として突発的に対応せざるを得なくなった事業であり、財源の確保に大変苦慮している状況です。

また、補助金の対象となるのは、システムの構築に係る初期費用のみであり、追加構築、ランニングコスト及び自治体情報セキュリティクラウドの負担金など、運用開始後は自治体への大きな負担となることが見込まれます。

よって、国におかれては、**情報セキュリティの抜本的強化対策に取り組むため、これまで構築してきたシステムの大幅な見直しが強いられることから、費用の全額を補助するとともに、初期費用だけでなく追加構築や運用経費についても補助対象とするよう要望します。**

**第７号議案**

マイナンバー制度のシステム保守運用に係る
財政措置の創設について

知多ブロック　提出

行政運営の効率化や国民の利便性の向上、社会保障・税分野の公平性の確保等を掲げるマイナンバー制度において平成２９年７月から自治体間でデータの相互提供を可能にする情報提供ネットワークシステムが本稼働します。

地方公共団体は、これまで国から示される仕様とスケジュールにあわせてマイナンバー関連予算をどうにか捻出してきました。情報提供ネットワークシステムが本稼働すると、中間サーバの利用料や新たに構築したマイナンバー関連システムに対する保守費用等が発生しますが、国から措置される補助金は、社会保障・番号制度システム整備補助金交付要綱に基づく、社会保障・税番号制度の導入のために直接必要となる機能に関する整備に係るものに限られており、システムの保守運用に係る財政措置は示されていないため、慢性的に地方公共団体の財政負担が生じる状況です。

よって、国におかれては、**地方公共団体の費用負担を極力抑えたかたちで、迅速かつ安全に情報提供ネットワークが運用できるようシステムの保守運用に係る財政措置の創設を要望します。**

**第８号議案**

ふるさと納税制度の創設趣旨に沿った制度の見直しについて

東三河ブロック　提出

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄付した場合、寄付額のうち２，０００円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額控除される制度で、多くの自治体が寄付者に対し返礼品を送付しています。返礼品は２，０００円を上回るものも多く、寄付者は実質負担２，０００円でそれを上回る返礼品を寄付した自治体からもらえる仕組みとなっています。

こうした中、より多くの人から寄付をもらおうと、自治体間で過度の返礼品競争に拍車がかかり、愛知県内の市町村のうちほとんどの市町村で、平成２８年度の「ふるさと納税」控除額が平成２７年度の寄付額を上回る状況にあります。

このように、経済的利益の無償の供与である寄附金の本来の姿からも、受益と負担を原則とする住民税の本来の姿を崩しかねない、いびつな地域間競争を招いている面もみられることから、制度の運用状況の実態を把握したうえで、不公平感や疑問が生じない制度へと国が主導して是正する必要があると考えます。

よって、国におかれては、**「ふるさと納税制度」が返礼品による過当競争を引き起こし、また、節税目的化するなど、生まれ故郷やお世話になった地域を応援するといった創設趣旨から逸脱している現状を鑑み、寄附に対する返礼品の金額に上限を設けるなど、国が主導して是正を図るよう要望します。**

**第９号議案**

無線機器のスプリアス規格の改正に伴う同報系防災無線設備更新に対する補助制度の創設について

東三河ブロック　提出

無線設備の必要周波数帯の外に生じる不要電波であるスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等の関係省令及び関係告示の改正に伴い、平成１７年１２月１日から新たな許容値が適用されることとなりました。その結果、平成３４年１２月１日以降は旧許容値の無線機器は使用できないことから、それまでに新規則の条件に適合する無線機器に更新する必要があります。

豊橋市においては、同報系防災無線子局が該当し、保有する子局６３局のうち新たな許容値に適合しない子局が２４局あるため計画的に更新していく必要がありますが、更新には１子局あたり約１，８００万円と多大な費用が必要となります。

よって、国におかれては、**無線機器のスプリアス規格の改正に伴う同報系防災無線設備の更新に対して、各市町村が計画的に更新できるよう、新たな補助制度の創設を要望します。**

**第１０号議案**

軽自動車税課税事務における２輪車登録情報等の市区町村提供システムの構築について

東三河ブロック　提出

２輪車は軽自動車税の課税対象であり、毎年４月１日時点の定置場所在市区町村において課税しています。

現状２輪車においては、１２５ｃｃ以下のものは市区町村が、１２５ｃｃ超２５０ｃｃ以下のものは軽自動車検査協会が、２５０ｃｃ以上のものは運輸局が軽自動車税の賦課の基礎となる車両の登録を行っています。

市区町村以外で登録の異動を受け付けた場合、軽自動車検査協会や届出者個人等を通じて、市区町村へ紙媒体等で情報が提供されることになっているのですが、提供方法が全国一律ではなく、何らかの事情で市区町村に情報が届かないと課税漏れ、課税誤りなど支障が生じ、納税義務者に多大な迷惑をかけるケースがしばしば発生しています。

また、そのような場合における確認作業においても、所属の異なる各担当部署へＦＡＸ、電話等で問い合わせを行うしかなく、オンラインで前日の状況を確認できる軽自動車（３輪以上）とは程遠い状況であり、公平・公正な課税事務の障害となっています。

よって、国におかれては、**２輪車に対する軽自動車税の適正な課税に資することを目的とし、全国的な２輪車の登録の異動を把握するため、軽自動車（３輪以上）で提供されている検査情報等の市区町村提供システムについて、件数単価を現状より上げずに、２輪車にも拡大するよう要望します。**

## 第１１号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

児童生徒が多くの時間を過ごす小中学校普通教室等への空調設備設置は、昨今の地球温暖化に伴う猛暑により、早急な整備が必要とされています。また、児童生徒の生活習慣の変化に応じて、トイレの洋式化への転換も急務になっており、保護者から教育環境の改善を求められています。

しかし、全小中学校の施設整備をするとなると莫大な費用が必要となりますが、国の「学校施設環境改善交付金」補助率、補助単価では、早期かつ一律的な施設整備を実施していくことは厳しい状況です。

また、学校施設を改修する場合、夏季休暇等の長期休暇を重要な工期とするなど、学校運営を続けながら施工を進める必要があるにも関わらず、学校施設環境改善交付金をはじめとした文部科学省の各年度予算は、一般会計における当初予算額の規模が抑えられ、特別会計や補正予算を中心に事業採択をしていく傾向が続いているため、各市においては、一般会計当初予算での交付金採択が厳しくなっており、当初予算で事業採択がされない場合には、計画的に必要な事業を進めていくため、やむを得ず一般財源等で財源確保し、事業に着手せざるを得ない状況も生じております。短期間に非常に多くの事業費を要する事業であり、国庫交付金による財政支援は欠かせません。

よって、国におかれては、**小中学校の空調設置やトイレ改修、老朽化対策等に伴う大規模改造事業について、補助率の引き上げ及び実情に即した補助単価の引き上げなどの国庫支援制度の拡充及び継続的かつ確実な財源の確保を要望します。**

**また、地方財政の健全化のためにも、各年度の一般会計当初予算額の規模を十分に引き上げたうえで、当初予算中心の交付金採択を進めていただくよう要望します。**

**第１２号議案**

## 障害福祉施策に係る費用の確保について

西尾張ブロック　提出

国は、障害者権利条約を批准し、様々な障害福祉施策を実施しています。そのため、障害福祉サービス等の利用者は年々増加し、それに加えて、直接対象者に供給される福祉サービス費以外にも、相談業務や審査会給付決定事務等市町村業務に係る予算及び人件費は増す一方です。

福祉サービスに係る経費として「障害者自立支援給付費負担金」や「障害児入所給付費等負担金」などの負担金は、国が１／２、県と市が１／４ずつ負担していますが、近年の急速な利用増加により、１／４負担とはいえ市の財政は圧迫されています。

また、市が実施主体である「地域生活支援事業」についても利用は増加していますが、「地域生活支援事業」は統合補助金であり、年々実質補助率が低下し、更に対象事業も縮小されています。補助から外された事業は、国の補助がないことを理由に廃止する訳にもいかず、実質的に市の負担となっている状況です。

あわせて、全国で同じ水準のサービス提供を求められ、度重なる法改正により新たなサービスも新設される中、市の財政負担は増すばかりです。

よって、国におかれては、**障害福祉サービスの安定した供給のため、予算措置を充実及び確保するよう要望します。**

**第１３号議案**

公立保育所の整備及び運営について

西尾張ブロック　提出

現在の公立保育所は、第２次ベビーブームを主因とする保育ニーズ増大に対応するため昭和５０年代に整備したものが多く、その殆どが既に築後４０年を超え老朽化が進んでいます。耐震補強は実施しましたが、近年は未満児保育のニーズが高くなっており、これに対応するため、保育室や設備の改修・更新が必要となっています。

とりわけ地方では、公立保育所の果たす役割は大きく、将来に向けた施設整備も必要です。しかしながら、公設公営の保育所に対する財源は、整備費は平成１８年度から、運営費は平成１６年度から、一部の補助事業を除いて、交付税算定がされておりますが、その算定内容は明確になっていません。公立保育所に対する整備費補助がないことは、市町村にとっては財政負担が重く、新設や増改築が進みません。

また、平成２７年度から子ども・子育て新制度が始まり、施設型給付費が国から１／２、県から１／４が補助されていますが、公設公営の保育所は地方交付税の算定対象のままで、財政支援がありません。子ども・子育て新制度は、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えることとしていることからも、保育所の整備・運営は、各市町村の個別の事情を勘案して支援を要するものと考えます。

よって、国におかれては、**施設整備費の補助（国１／２、県１／４）を復活するとともに、施設給付（国１／２、県１／４）の対象を公設公営の施設も対象とするよう要望します。**

**あわせて、消費税率の引き上げによる増収分の、子ども・子育て新制度への活用について、消費税率引上げ時期が延期されたことによる影響を市町村へ転嫁することのないよう要望します。**

**第１４号議案**

国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料率決定のための係数の早期提示について

知多ブロック　提出

国民健康保険制度については、平成３０年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることが決まり、新たな財政運営の仕組みが示されてきました。

なかでも、国が示す係数に基づき、都道府県が医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの納付金の額を決定し、市町村が参考とするための標準保険料率等を算定・公表することとされています。

各市町村の保険料（税）率の変更については、国民健康保険運営協議会に諮ること、また、平成３０年度予算編成の時期等を考慮すると、平成３０年度からの実施のためには、遅くとも平成２９年１２月の条例改正手続きが必要となります。

よって、国におかれては、**市町村ごとに決定する国保事業費納付金・標準保険料（税）率等を決定するために必要となる係数について、できるだけ早期に提示するよう要望します。**

**第１５号議案**

## 定期予防接種費用に対する財源措置について

知多ブロック　提出

現在、定期接種化されている子どもを対象にした予防接種には、ヒブ感染症はじめ８種類、高齢者を対象にした予防接種には、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌感染症があります。

これらのワクチン接種費用は、一部の予防接種を除き感染症予防の観点から自己負担を設けておらず、公費負担となっています。

これに対応するための財源は普通交付税で措置されておりますが、その算定内容には不明な点が多く、特に不交付団体においては、実質的には、すべてを一般財源で負担している状況であり、また、平成２８年１０月からは、乳児を対象としたＢ型肝炎も定期予防接種に追加され、さらなる財政負担が発生している状況です。

よって、国におかれては、**定期予防接種及び今後新たに定期化される予防接種は、国が国民全体の免疫水準を維持する必要があると判断して指定するものであることから、予防接種法に基づく予防接種について、市町村の財政負担とならないよう、地方交付税による措置ではなく、国が補助・負担金等により必要な財源を措置するよう要望します。**

## 第１６号議案

### スクールソーシャルワーカーの養成及び人材確保並びに配置の補助拡充について

西三河ブロック　提出

小・中学生のひきこもり、児童虐待の件数が増え、その原因や態様も多様化していることから、学校だけでこれらの問題に対応することは、もはや不可能となっています。

一方、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題の解決には、学校だけでなく教育や医療、福祉、警察等の複数の機関が連携した対応をすることが必要不可欠となっています。これらの機関同士が有機的につながり、問題に対応するため、学校教育にも、福祉等の分野にも精通したスクールソーシャルワーカーの必要性が叫ばれています。

スクールソーシャルワーカーには、社会福祉等の専門的な知識・技術に加え、教育分野に関する知識が必要とされ、さらには、活動経験の実績も必要とされていて、この条件にあてはまる人材の確保は非常に難しい課題となっており、養成についても、一朝一夕にできるものではありません。

また、スクールソーシャルワーカーの配置についても、自治体が費用の２／３を負担しなければならないため、制度の活用を断念した市町村も多く、希望はあっても、配置にいたっていないのが現状です。

よって、国におかれては、**優秀なスクールソーシャルワーカーの養成や、人材確保のための抜本的な制度の新設を要望します。**

**また、スクールソーシャルワーカーを１中学校区に１名の割合で配置できるよう補助の拡充を要望します。**

**第１７号議案**

## 亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は最大の亜炭の産地でした。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市で採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。

陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では、遅きに失するとの批判は免れません。陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせるよう、また、南海トラフ巨大地震を想定した対策の必要性が叫ばれていることや、将来、リニア中央新幹線の整備においてもルート上に亜炭廃坑が存在する可能性も大きく、亜炭廃坑処理を迅速に行い、安全な市街地の開発・まちづくりを進めるためにも、調査や充填工事等にかかる費用に対する継続的な支援制度が必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

**また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。**

**第１８号議案**

公共下水道の未普及解消について

西尾張ブロック　提出

愛知県の流域下水道は、昭和４６年から事業に着手しており、平成２７年度末の下水道普及率は７６．５％で、全国平均の７７．８％より低い状況となっています。

犬山市が関連する五条川左岸浄化センターは昭和６２年度に、五条川右岸浄化センターは平成１３年度に供用開始されています。

犬山市においては、昭和５７年から五条川左岸処理区の整備に着手し、平成１７年からは五条川右岸処理区に着手しています。犬山市は、どちらの処理区も最上流に位置しており、下流域から順に整備される流域汚水幹線の完成後に、下水道整備を行うことになるため、関連流域内での下水道整備への着手の遅れから、公共下水道普及率は６４．７％という状況です。特に右岸処理区は、全域が市街化区域であり、未普及解消と１０年概成に向け鋭意整備を進めているところです。

このような状況のなか、国の交付金は今後さらに重要度を増す財源となりますので、下水道事業における交付金のさらなる拡充が必要な状況です。

よって、国におかれては、**公共下水道の未普及地域解消と１０年概成の達成のため、下水道事業に係る交付金の拡充を要望します。**

**また、１０年概成の達成については、現在の進捗状況を鑑みると困難であることから、１０年概成の達成の見直し、又は、交付金の適用の弾力化を要望します。**

**第１９号議案**

## 老朽化した集中浄化槽の更新経費に対する新たな補助枠の創設について

西尾張ブロック　提出

犬山市においては、集中浄化槽が設置されている地域の多くは、昭和４０年代に開発された団地が多く、高齢化が進んでおり、今後は空き家の増加も想定されます。併せて、集中浄化槽も老朽化が激しくなっています。

今後、新たな公共下水道布設の進展が困難な状況下において、下水道事業認可区域外の地域で、環境維持のために集中浄化槽を更新しようとすると莫大な経費となるため、エリア内居住者の個別負担も大きくなります。

現在、循環型社会形成推進交付金において、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度はありますが、基準額が５０人槽で補助額の上限となり、団地内で設置される集中浄化槽(４００人槽程度)を更新する場合は、補助金額が事業費に対して極めて低額となります。

環境インフラの向上は、現居住者の生活を維持するだけでなく、新たな居住者を呼び込み、その地域の人口増加を促すためにも必要な条件となります。

よって、国におかれては、**循環型社会形成推進交付金において、集中浄化槽を更新する場合に事業費に対して適正な補助金額となるよう、補助基準の見直しによる制度の拡充を要望します。**

**第２０号議案**

国の水道事業（生活基盤施設耐震化等交付金）
に対する予算確保について

西尾張ブロック　提出

大規模地震が発生した場合、その被害は甚大かつ影響も広範な地域にわたるため、地震対策は水道事業における最重点施策の一つであり、耐震化の推進は国土強靭化基本法のアクションプランにも規定されています。

従前より自己財源にて管路の耐震化を実施してきたところですが、より事業を推進するため国の国庫補助等を活用して早期に目標を達成できるよう取り組んでいます。しかしながら、平成２７年度より国庫補助の一部が生活基盤耐震化等交付金に制度移行してからは、要望額に対して内示額は満額に至っておらず、要望額に対する不足額は自己財源等から支出し事業量を確保しているのが現状です。

本事業は交付を受ける前にアセットマネジメントを活用して適正な投資水準に基づき事業着手しているところではありますが、今後も低い内示が続くと財政見通しが崩れ、工事規模の縮小を余儀なくされ、アクションプランの目標を達成できません。

よって、国におかれては、**県単位で提出した生活基盤施設耐震化等交付金の整備計画が確実かつ早期に達成できるよう、「水道法第二条の二第二項（責務）」の技術的支援とあわせ、当該予算の必要額の確保などより一層の財政支援を講じるよう要望します。**

**第２１号議案**

狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）の継続について

知多ブロック　提出

「狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）」については、大地震等の災害発生時に、住民の避難及び消防車、救急車などの緊急自動車の通行に支障をきたすとともに、火災の延焼の要因ともなる狭あい道路を解消し、安心・安全なまちの形成につなげていく大切な事業です。

現在は、国の補助制度を活用し、４メートル未満の道路の用地取得、整備を進め、狭あい道路の解消に努めているところですが、「狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）」は、平成３０年度末に終了することが予定されております。

当該事業が打ち切られることになると、現在行っている事業の進捗に遅れが生じ、良好な市街地形成の推進に支障をきたすおそれがあります。

よって、国におかれては、**平成３０年度末が終了予定となっている「狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）」について、平成３０年度以降も引き続き事業を継続されるよう要望します。**